

<< 個人別明細書の記入例・注意点 >>

各項目の詳細は、**国税庁ホームページ「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」**に掲載されています。

令和7年1月1日時点で住民票上の住所が狛江市である従業員について提出してください。
 ※ 住民票上の住所と実際の居住地が異なる場合、**実際の居住地**を記入の上提出してください。
 併せて、該当の方には早急に住所変更の手続きをするようお願いください。

7	※	※ 種別	※ 整理番号	※	
給与支払報告書(個人別明細書)	※ 区分	※ 受給者番号 (個人番号)	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		
	住所	(役職名) 部長	狛江市東野川1丁目○番△号		
	氏名	(フリガナ)	狛江 太郎		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与・賞与	8,743,240	6,768,916	1,872,270	0	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)		16歳未満扶養親族の数	
有 従有	380,000	特定 人 従人	老人 人 従人	その他 人 従人	
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額		
856,770	120,000	35,500	349,700		
(摘要)					
源泉徴収時所得税減税控除済額90,000円、控除外額0円					
【前職分】(株)狛江商事(狛江市猪方1-○-10)、給与:5,555,000円、社保:512,000円、源泉税額:153,000円、退職年月日:令和6年9月30日					
(退)狛江 次郎(退職所得を除く合計所得金額:450,000円)					
除税額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額	120,000	
100,000	60,000	円	円		
年月日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住(特家)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	円	
H28年4月5日					
控除可能額	400,000	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額	円	
		基礎控除の額	所得金額調整控除額	24,324	
(フリガナ) 狛江 花子	配偶者の合計所得	円	円		
氏名	350,000				
個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2				
(フリガナ) 狛江 次郎	1	(フリガナ)	区分	5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
氏名	1	氏名			
個人番号	5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4	個人番号			
2	1	2	区分	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	
3	1	3	区分		
4	1	4	区分		
個人番号		個人番号		543210987654	
本人が障害者	本人が障害者	中途就・退職	受給者生年月日		
特別	その他	就職 退職 年 月 日	元 号 年 月 日		
		○ 6 10 1	昭和 40 8 31		
個人番号又は法人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 3 2 1 0 (右詰で記載してください。)				
住所(居所)又は所在地	東京都狛江市和泉本町1丁目1-xx				
氏名又は名称	狛江製造 株式会社 (電話) 03 (3430) 11xx				

個人番号は間違いがないよう十分注意してください。
 誤りの場合、正しい税額が算出できない可能性があります。
 また、空欄の場合、後日調査をさせていただきます。

前職での給与支払分を合算して給与支払報告書を作成した場合、「前職会社名、前職会社所在地、退職年月日、支払金額、社会保険料金額、源泉徴収税額」を必ず記入してください。
 記入されていない場合、他の個人別明細書の支払金額と合算して個人市民税・都民税を計算します。

専従者給与の場合、摘要欄に「専従者給与」と明記してください。

退職手当等の支払を受ける一定の配偶者又は扶養親族がいる場合、摘要欄に氏名や退職手当の金額を記入した上で、「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄にマイナンバーを記入してください。

源泉徴収済の場合、定額減税に関する事項の記載は必須となります。
 摘要欄の最初に記入する等、書ききれないことがないように注意してください。

控除対象扶養親族の方が非居住者である場合には、区分の欄に「01~04」の数字を記入してください。
 詳細は国税庁ホームページ「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」P.8を確認してください。

● <<年末調整済の方向け>> 定額減税の摘要欄への記入例 ●

「合計所得金額が1,000万円以下の場合」
 源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇〇〇円、控除外額0円

※「源泉徴収時所得税減税控除済額」には、「令和6年中に所得税から実際に控除した定額減税額」を記入してください。
 ※「控除外額」には、「令和6年中に所得税から控除しきれなかった金額を記入してください。控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」となります。

「非控除対象配偶者」とは扶養主の所得が1000万超で控除がつかない同一生計配偶者(所得48万円以下)のこと

「合計所得金額が1,000万円超の場合」
 ■「非控除対象配偶者」分の定額減税の適用を受けた場合
 源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇〇〇円、控除外額0円
 非控除対象配偶者減税有

■「障害者」に該当する「非控除対象配偶者」分の定額減税の適用を受けた場合
 源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇〇〇円、控除外額0円
 減税有 〇〇〇〇(配偶者名)(同配)

※年末調整を行っていない場合は、摘要欄への定額減税に関する記載は不要です。
 ※詳細は、国税庁ホームページ「令和6年分所得税の定額減税のしかた」を確認してください。

